

連 載



は じ め の 一 歩



第 23 回

児童虐待予防における看護職の役割と 乳幼児精神保健の視点

河村 秋 Kawamura Aki

淑徳大学看護栄養学部看護学科地域看護学領域講師

児童福祉法の改正と看護職の役割の重要性

わが国における児童虐待相談件数が増加の一途をたどっていることは、周知の事実である。その対策の大きな柱の一つである児童福祉法が2016(平成28)年に一部改正された。児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立などを保障されるという児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防における自治体の責務なども示したものである。

また、「要支援児童」「要保護児童」「特定妊婦」と思われる者に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校などが、要支援児童などと思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供できるよう努めなければならない¹⁾とされた。

市町村が設置する要保護児童対策協議会の調整機関への専門職(保健師など)の配置、児童相談所への保健師の配置増、子育て世代包括支援センターの法定化なども定められ、看護職者の虐待予防へのかかわりが不可欠となっている。

本稿では、市町村における児童虐待予防の対策と看護職の役割、その支援における乳幼児精神保健の視点の重要性についてまとめる。

「要支援児童」「要保護児童」「特定妊婦」の用語の規定は以下のとおりである。

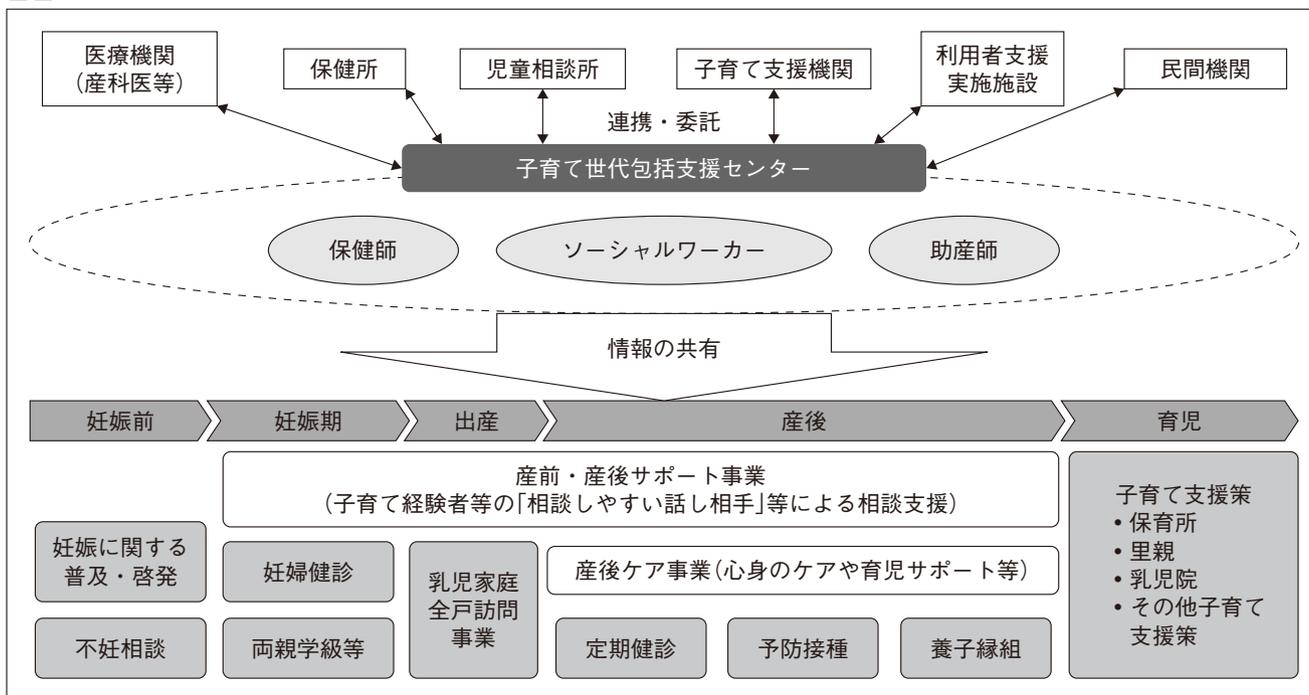
- 要支援児童：保護者の養育を支援することがとくに必要と認められる児童(要保護児童を除く)
- 要保護児童：保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
- 特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことがとくに必要と認められる妊婦

本連載の第19回でも触れられているが、子育て世代包括支援センターは日本版ネウボラとも呼ばれ、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援を目指すものである(図1)²⁾。センターには保健師、助産師、ソーシャルワーカーの3職種を設置することが求められている。看護職による育児支援、虐待予防への期待が大きいものであることがわかる。

市町村における育児支援

現在、全国で実施されている乳幼児の育児支援には、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポートなどがある。本項では、養育支援訪問事業について取り上げる。

図1 子育て世代包括支援センター



(厚生労働省：地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について。より転載，一部改変)

1. 養育支援訪問事業とは

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者などによる育児・家事の援助または保健師などによる具体的な養育に関する指導助言などを訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図る。

2. 対象者

この事業の支援対象を以下に示す。

- ①若年の妊婦，妊婦健康診査未受診および望まない妊娠など，妊娠期からの継続的な支援をとくに必要とする家庭
- ②出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が，育児ストレス，産後うつ状態，育児ノイローゼなどの問題によって，子育てに対して強い不安や孤立感などを抱える家庭
- ③食事，衣服，生活環境などについて，不適切な養育状

態にある家庭など，虐待のおそれやそのリスクを抱え，とくに支援が必要と認められる家庭

- ④児童養護施設などの退所または里親委託の終了により，児童が復帰した後の家庭³⁾

3. 支援方法

専門的相談支援は保健師・助産師・看護師・保育士・児童指導員などにより，育児・家事援助については，子育てOB(経験者)・ヘルパーなどにより提供される³⁾。

筆者が養育支援訪問員として携わる自治体において，養育支援訪問支援を受ける家庭の主な理由は，「養育者の身体的・精神的疾患」「養育者の育児不安・育児ストレス」「支援者の不在・育児負担大」であった。このような問題を抱えている家庭を訪問し，養育者(母親・父親・祖父母など)を支援することで，養育上の困難を軽減し，子どもの成長・発達支援につなげていく。虐待の予防という面でも重要な役割を果たしているといえる。

具体的な支援内容の紹介とともに，乳幼児精神保健の視点と照らし合わせてみたい。

養育支援訪問における乳幼児精神保健

Selma Fraiberg⁴⁾ が提唱した乳幼児精神保健(infant mental health)は、乳幼児が安全で安定した親子関係のなかで発達と健康を促進できることを目的としている。

IMH 実践の定義として、以下の6項目があげられている。①具体的な援助(基本的ニーズが満たされるために必要な食物、医療、住居などの支援)、②情緒的サポート(子どもの養育の危機に直面している家族に情緒的なサポートを提供する)、③発達相談(子どもの発達やニーズについての知識を提供する)、④初期の関係性のアセスメントとサポート(支援者は親子の相互作用を観察し、うまくいっている部分を強化し、必要な指導をする)、⑤擁護(意見を話すことができない乳幼児や親のために発言し、必要な制度を探したり、手続きのために親に同行したりなど)、⑥親-子心理療法(乳幼児が親子の心理療法の場にいることにより、支援者が親に感情を表現する機会を提供し、その後の親子関係において失敗や機能不全を繰り返すリスクを軽減させる)。

1. 具体的な援助

支援対象者は、家族などの周囲の支援者が不在なため、十分に睡眠がとれていないなど、疲労している場合も多い。養育支援訪問は専門的支援のみでなく、育児・家事援助が含まれる。育児方法がわからない、心身的な問題などにより養育者が育児に向かえないときには、実際に家事援助をしたり、支援者が子どもと遊びながら、成長・発達状況、傷の有無の確認などをつつ、養育者のレスパイトケアも提供する。

2. 情緒的サポート

支援開始時から、支援者が養育者との信頼関係をつくっていく。そのためには養育支援訪問の目的を明確に伝える。

養育支援訪問対象を把握する経路は、「乳児家庭全戸訪問事業から」「要保護児童対策地域協議会の支援ケース」「医療機関から」「保健師の活動から」「妊娠届出・母子健康手帳交付時」⁵⁾となっている。

育児に困難を抱えている養育者は混乱していることも多く、なぜ支援を受けているのかを理解していないこと

も多い。「あなたのお子さんが元気に大きくなるために何が必要か一緒に考えたい、そのための手伝いをしていく」ということを伝える。そのうえで、必ず養育者からの申請を受けて支援を開始する。前述した具体的な支援とともに養育者の話を傾聴し、抱え(Holding)、支えていく。そして、目指すもの、例えば「母親が子どもを連れて近くの子育て支援センターに行ける」など、今後育児の支援者に支えられながら行うための目標を共有し、支援者にやってもらうのではなく、養育者が主体的に取り組む姿勢をサポートしていく。

3. 発達相談

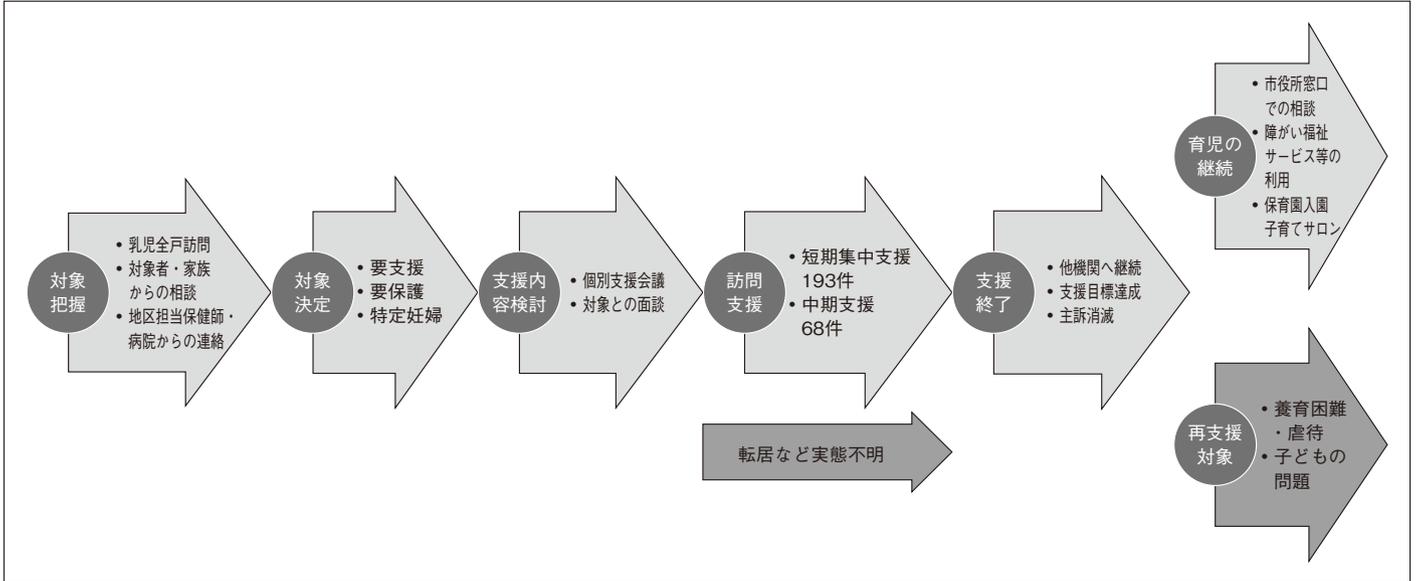
なかなか泣きやまない、思うように寝てくれない、ミルクや母乳を飲んでくれないなどの悩みは、育児に困難を抱える養育者にとって大きな問題である。月齢による泣きの特徴、睡眠リズムが変化していくこと、体重が順調に伸びていること、前回の訪問時よりも子どもができることが増えているなどを、実際に子どもの様子を見せながら養育者に伝えていく。十分な養育体験を得られなかった養育者にとっては、支援者が育児のモデルを示すことも重要となる。

4. 初期の関係性のアセスメントとサポート、擁護

支援のなかで親子の相互作用を観察し、必要なサポートを提供していく。観察のうえで、困難ななかでもうまくいっている部分、例えば「〇〇ちゃん、しっかりとお母さんと目を合わせていますね」「お母さんが抱っこすると落ち着きますね」などを養育者に伝え、さらに相互作用を促進することを目指す。養育者が産後の心身の不調、家族との関係性の悪さなどにより、子どもに十分に向き合えない場合、まずは子どもの安全の確保、母親の休養のためにどのような資源が必要かをアセスメントし、ファミリーサポートの利用や保育園の入所、必要な医療の提供などのための手続きを養育者と一緒に行っていく。

特定妊婦など、妊娠中の場合は、育児のスキル、知識、これから生まれる子どもへの認識、周囲のサポートなどをアセスメントし、子どもが無事に出生し育っていくためのサポートを考えていく。

図2 養育支援の流れ



(河村秋, 小稲文: 養育支援訪問事業の実際と今後の課題. 第5回日本公衆衛生看護学会, 2016. より引用)

5. 親-子心理療法

養育者が精神的な疾患, あるいはうつ傾向にあることは多い。2015(平成27)年度に養育支援訪問事業を実施した家庭の特徴として、「育児不安がある」(79.0%), 「養育者の育児技術がない, または未熟である」(77.3%), 「養育者が精神疾患を抱えている, または精神的問題がある」(69.6%)となっている⁵⁾(複数回答)。母子相互作用を促進し, 育児に向き合うために精神的治療が必要である場合は, 医療機関につなげる。複数の支援員で訪問し, 1名が家事援助や保育をしている間, 1名が養育者の話を聞き支援をしていくという手法をとる場合もある。

養育支援訪問は, 基本的に短期間(3カ月)集中, または中期間(6カ月~1年程度)の支援となっている。支援においては, 実施部署である母子保健主管課あるいは児童福祉主管課で具体的な支援の目標および目標を達成するための具体的な支援の内容・期間・方法について計画を策定し, 支援していく。そして, 子どもの良好な発達, 養育者の不安の減少, 保育園への入園, 他機関への引き継ぎなどにより支援を終了とする(図2)⁶⁾。

養育支援訪問事業を実施している市町村は, 全国1,741市町村のうち, 1,320市町村(75.8%)となっている(平成28年4月1日現在)⁵⁾。

訪問支援の強み

市町村では, 母子保健法で定められた乳幼児健康診査(1歳6カ月児, 3歳児)以外にも, 健康相談, 歯科保健事業など, 養育者が保健センターなどを訪れること, あるいは子育て支援センターなどを訪れることで受けられるサービスが多くある。しかし, 困難を抱える養育者は子どもを連れて出かけることができない場合も多いため, 普段の生活の場で, 周りの視線を気にせずに思いや心配事を表出できるのは, 訪問支援の大きな特徴であろう。また, 支援者側にとっても, 家庭訪問は, 対象の生活歴や生活状況の把握, 家族関係へのかかわりを可能にする⁷⁾。

今後の養育支援訪問事業

2015年に子どもの貧困対策会議において, 児童虐待

防止対策強化プロジェクトとして「すくすくサポート・プロジェクト」が決定された⁸⁾。地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行い、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安・孤立などに対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁減するねらいがあるが、その強化のためにも、養育支援訪問事業の全市町村における実施を目指している²⁾。

養育支援訪問の対象についてもさらに、以下を追加することが予定されている⁹⁾。

- 妊娠や子育てに不安をもち支援を希望する家庭
- 公的な支援につなげていない子どものいる家庭

おわりに

筆者らが実施した研究¹⁰⁾では、養育支援訪問対象者のなかで、育児不安、母親のうつ傾向などがありながらも虐待につながらなかった対象者の強みを「虐待予防因子」として以下のように整理できた。

- ①母親に対する家族の理解
- ②子どもの良好な発達
- ③定期的な訪問支援
- ④支援者同士の情報共有
- ⑤支援の受け入れのよさ

養育支援訪問による定期的な支援は、問題を抱える養育者にとって、そばにいてくれる安心感、不安の軽減につながる。そして、支援者は個々にかかわるのではなく、関係機関・職種との連携を密にとり、支援者同士で情報を共有し、必要な支援を適切な支援者が提供できるように調整していくことも必要である。

本稿では養育支援訪問事業について取り上げたが、乳幼児・小児に携わる看護職者が子育てで支援や虐待予防に関する情報を積極的にキャッチし、必要な人への支援につなげていくこともますます求められてきている。

【文 献】

- 1) 厚生労働省：要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について。
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/1_19.pdf (2017年8月20日最終アクセス)
- 2) 厚生労働省：地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2015/02/dl/tp0219-13-03p.pdf> (2017年9月2日最終アクセス)
- 3) 厚生労働省：養育支援訪問事業ガイドライン。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate08/03.html> (2017年9月2日最終アクセス)
- 4) シリラ JJ, ウェザーストン DJ・編(廣瀬たい子・監訳)：乳幼児精神保健ケースブック；フライバーグの育児支援治療プログラム, 金剛出版, 東京, 2007.
- 5) 厚生労働省：養育支援訪問事業の実施状況調査。
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000163888.pdf> (2017年9月2日最終アクセス)。
- 6) 河村秋, 小稲文：養育支援訪問事業の実際と今後の課題。第5回日本公衆衛生看護学会, 2016.
- 7) 荒賀直子, 後閑容子・編：公衆衛生看護学。JP. 第4版, インターメディカル, 東京, p 178.
- 8) 厚生労働省：すくすくサポートプロジェクトについて。
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000122792.pdf> (2017年9月2日最終アクセス)
- 9) 内閣府：養育支援訪問の拡充。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h290314/pdf/s3-2.pdf> (2017年9月2日最終アクセス)
- 10) 小稲文, 河村秋：地域で把握される虐待症例における個人的・社会的要因の解明に関する研究。厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究)平成24年度分担研究報告書, 児童虐待の発生と重症化に関連する個人的要因と社会的要因についての研究, 藤原武男・研究代表, 2013.